

原 安 第 5 3 9 号
令和8年（2026年）1月13日

あしたの命を考える会
今を生きる会
風ふくおかの会
玄海原発反対からつ事務所
原発知つちよる会
原発を考える鳥栖の会
さよなら玄海原発の会・久留米
戦争と原発のない社会をめざす福岡市民の会
脱原発電力労働者九州連絡会議
たんぽぽとりで
怒髪天を衝く会
東区から玄海原発の廃炉を考える会
福岡で福島を考える会
エネルギーの未来を考える会
玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会

各団体代表者 様

佐賀県知事 山口 祥義

要請・質問書への回答について

2025年12月11日付けで提出のあった要請・質問書については、別紙のとおり回答します。

2025年12月11日付け要請・質問書への回答

(1) 文献調査について

【要請事項】

1. 核ゴミ（死の灰）は、少なくとも10万年にわたり隔離を必要とする極めて危険なものです。知事の職を辞められた後であっても、県民を守るために「核ゴミ最終処分場を県内につくらせない条例」を制定すること。

(答)

- 原子力発電に関しては、高レベル放射性廃棄物の最終処分場を含め新たな負担を受け入れる考えはありません。
- 条例化については、考えていません。

【要請事項】

2. 脇山玄海町長に対し、文献調査結果が出る前に、文献調査受け入れを撤回するよう求めること。

(答)

- 最終処分場に関する文献調査の受け入れは、制度上、町長の権限に属します。
- なお、令和6年（2024年）6月、知事名で経済産業大臣に文書で確認し、知事が反対した場合は概要調査に進まないことを確認しています。

<2025. 1. 9 回答文書に関する再質問>

【質問事項1】

◆知事回答⇒「高レベル放射性廃棄物の最終処分場の選定など、我が国の原子力政策は、国が責任を持って決めていくべきことだ」

(1) 「国が責任を持つべき」との回答ですが、国に対して責任はどのように取るのか確認しましたか？

(答)

- 最終処分場は国全体として必要なものであり、その選定は、電力消費地である都市部を含め、国全体で議論し、考えていくべきものです。
- 国には、責任を持って取り組んでいただきたいと考えています。
- 今後の国の原子力政策については、引き続き注視していきます。

【質問事項1】

(2) 県民の命とくらしに直結する原発問題について山口知事の責任はどうなっていますか、県民にどのような責任を果たす考えですか。具体的な回答をお願いします。

(答)

- 原子力発電に頼らない、再生可能エネルギーを中心とした社会を実現できれば、これほど素晴らしいことはないと思います。
- 国を挙げて、原子力発電への依存度を可能な限り低減し、再生可能エネルギーの導入を進める取組を積極的に行うべきです。
- しかしながら、再生可能エネルギーはその安定供給に課題があり、現時点においては、一定程度、原子力発電に頼らざるを得ない状況です。
- また、原子力発電所を安全に維持・管理するための技術や知見をどのように継承していくのか、そうしたことに思いを巡らせることも必要です。
- 玄海原子力発電所とは、廃止措置を含め今後長きにわたり関わっていかなければなりません。
- 今後とも、県民の安全を何よりも大切に、玄海原子力発電所と真摯に向き合い続けていきます。

【質問事項2】

◆知事回答⇒「電力消費地である都市部の皆さんのが享受している電気が、どこでつくられ、どこから来ているのか、自分ごととして関心を持つことが大事です」

(3) 知事の回答は「都市部の皆さんのが…」と述べていますが、主語が曖昧であり、誰に向けた発言なのか不明確です。主語は誰ですか。

(答)

- 「電力を大量に消費している地域の方々に、もっと自分事としてエネルギー問題を考えていただきたい。」という趣旨です。

【質問事項2】

(4) 核のゴミ（死の灰）は原発を始めた時から対処しておくべき問題です。解決方法が見つからないまま、いつの間にか電気を使った人たち、国民の問題となっているのは納得いきません。原発政策に同意してきた山口知事は県民に対して説明責任を負う立場であります。なぜ自分事として関心を持たなければならぬのか、具体的な理由をお示しください。

(答)

- 原子力発電に頼らない、再生可能エネルギーを中心とした社会を実現できれば、これほど素晴らしいことはないと思います。
- しかしながら、再生可能エネルギーはその安定供給に課題があり、現時点においては、一定程度、原子力発電に頼らざるを得ない状況です。
- 電力を大量に消費している地域の方々に、もっと自分事としてエネルギー問題を考えていただきたいと強く思っています。

【質問事項3】

◆知事回答⇒「高レベル放射性廃棄物の最終処分場については、どこに立地するのかを含めて国全体で考え、負担は分かち合うべきだと思います」「そのため、最終処分場の選定プロセスにおいては、国民が関心を持って議論することが重要だと考えます」

(5) 「国民が関心を持って議論することが重要」とのことですが、議論の前提となる情報が十分に提供されていません。知事はこれまで県民に対して核ゴミ問題を含む原発問題の理解促進をどのように実施されましたか。HPや県民だより以外に取り組まれた具体的な施策があればお示しください。

(答)

- 最終処分場は国全体として必要なものであり、その選定は、電力消費地である都市部を含め、国全体で議論し、考えていくべきものです。
- 国には、国民が関心を持って議論することができるよう責任を持って取り組んでいただきたいと考えています。

【質問事項3】

(6) 高レベル放射性廃棄物は10万年という途方もない時間にわたる問題です。原発立地自治体の知事として、今後想定される課題について国に情報公開を求め、県民に伝える意思はありますか。

(答)

- 国には、国民が関心を持って議論することができるよう責任を持って取り組んでいただきたいと考えています。

【質問事項3】

(7) 「国民が議論することが重要」と述べられていますが、なぜ今この時点で議論を深める必要があるのか、その議論の具体的な内容と理由を説明してください。

(答)

- 最終処分場は国全体として必要なものであり、その選定は、電力消費地である都市部を含め、国全体で議論し、考えていくべきものです。
- 国には、国民が関心を持って議論することができるよう責任を持って取り組んでいただきたいと考えています。

【質問事項3】

(8) 国民全体の議論を強調されていますが、県は、佐賀県民に対し議論して判断できる情報を提供していると思っていますか？

(答)

- 最終処分場は国全体として必要なものであり、その選定は、電力消費地である都市部を含め、国全体で議論し、考えていくべきものです。
- 国には、国民が関心を持って議論することができるよう責任を持って取り組んでいただきたいと考えています。

(2) 玄海原発相次ぐトラブル

【要請事項】

2025年に発生した内部被ばく事故や蒸気漏れ事故について、九州電力の説明は「影響なし」とされていますが、住民が納得できる根拠が示されていません。事故の詳細、原因、再発防止策について、県として独自に検証し、住民に説明する場を設けてください。

【質問事項】

1. これらの事故に関して、県として独自に調査・検証を行いましたか？
2. 九州電力の「影響なし」とする根拠をどのように確認し、住民に説明していますか？

(答)

- 作業員の放射性物質の取り込みについては、九州電力から事案覚知の連絡を受けた令和7年（2025年）5月11日に玄海原子力発電所に立ち入り、取り込み発生時の作業状況や内部取り込みの検知状況について確認しました。
- 九州電力からの報告では、詳細調査の結果、取り込んだ放射性物質による当該作業員の今後50年間の内部被ばく線量は約0.01ミリシーベルトと評価であり、（事案覚知時の九州電力からの連絡では約0.02ミリシーベルトと評価）、国への報告が必要な被ばく線量である5ミリシーベルトに比べて極めて低く、取り込んだ放射性物質による身体への影響はないと評価されています。
- この評価については、専門家からもご意見をいただき、九州電力が行った評価方法及び評価結果に問題がないことを確認しました。
なお、九州電力は国にも同様に説明を行っています。
- また、玄海3号機及び4号機の蒸気漏れについては、九州電力から事案発生の連絡を受けた令和7年（2025年）6月3日及び9月28日のそれぞれ翌日に玄海原子力発電所に立ち入り、蒸気漏れの発生箇所や蒸気漏れ発生時の作業状況等について確認しました。
- この蒸気漏れについては、いずれも放射性物質を含まない2次系の蒸気系統からの蒸気漏れであり、作業員や周辺環境に影響がないことが九州電力から報告及び公表されており、モニタリングポストによる測定でも異常な変動は見られませんでした。
- いずれの事案も、九州電力から事案覚知又は事案発生当日に連絡があり、これらのことについては、適宜、報道機関への情報提供や県のホームページへの掲載、

また佐賀県環境安全連絡協議会での報告などを行っており、情報公開に努めています。

【質問事項】

3. 今後、同様の事故が発生した際、住民への情報公開の迅速性と透明性をどのように担保しますか？

(答)

- 九州電力に対しては、かねてから、小さなミスやトラブルであってもおろそかにせず、きちんと報告と公表を行い、原因究明と対策に取り組むことを求めていきます。
- 県としては、今後とも、事故・故障その他トラブル等が発生した場合には、速やかな情報公開に努めてまいります。

(3) 玄海原発真上「ドローン」飛行問題（2025年7月26日）

【要請事項】

放射性物質が大量に存在する危険区域である原発敷地内に不明な飛行物体が2時間も飛んでいたことに対して、私たちは極めて強い危機感と不安を抱きました。情報は二転三転し、結局、正体や目的など真相がまったく分からなままです。

九電の西山社長は「分かっていないところがある中でも、やれることを行う」（10月31日記者会見）と精神論を述べましたが、私たちの不安はまったく払拭されません。

ドローン侵入事件の原因究明と、外部からの武力攻撃に対する抜本的な安全対策が確立されるまで、玄海原発のすべての原子炉を停止するよう九州電力に求めてください。

（答）

- 令和7年（2025年）7月26日に玄海原子力発電所周辺上空において3つの光が確認された事案を踏まえて、県から九州電力に対して、上空からの侵入に対して改めて点検を行い、危機管理体制を検証すること、並びに、関係機関（警察、海上保安庁、自衛隊）と協力して、こうした事案を許さない対策を講じることを要請しています。
- 九州電力では、同年9月16日に、現時点でできる対策として、
 - ・緊急時にはデジタルカメラ等で撮影する運用に変更
 - ・夜間の視認性の向上のため投光器を新規配備
 - ・夜間の視認性の向上のため暗視スコープの追加配備を実施しています。
- また、佐賀県警察とともに夜間のドローン飛来時対応訓練を行い、実際にドローンを飛行させ、航空機とドローンの視認性の違いや監視機材を活用した対応の手順を確認するなど、対応力の向上を図られています。
- このほか、法令において発電所上空での飛行を禁止されているドローンなどの小型無人機に加え、法令による規制がなされていなかった旅客機などの航空機について、原子力規制庁と国土交通省、その他関係機関が、原子力施設上空の飛行制限区域の設定に向けて調整されています。
- 県としては、今後ともその動向を注視していきます。
- なお、玄海原子力発電所3、4号機では、意図的な航空機落下への対策である特定重大事故対処施設を備えており、万が一、原子炉周辺の施設が被害を受けたとしても、原子炉を安全に停止できることとなっています。

- 原子力発電所に対する武力攻撃については、武力紛争の犠牲者の保護に関する条約、いわゆるジュネーブ条約によって禁止されていますが、そもそも武力攻撃のような事態に陥ることがないよう、国は外交などあらゆる取組を通じて、武力攻撃の抑止に努めていただきたいと考えています。